

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4755862号  
(P4755862)

(45) 発行日 平成23年8月24日(2011.8.24)

(24) 登録日 平成23年6月3日(2011.6.3)

(51) Int.Cl.

H04N 7/167 (2011.01)  
H04N 7/173 (2011.01)

F 1

H04N 7/167 Z  
H04N 7/173 630

請求項の数 2 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2005-233504 (P2005-233504)  
 (22) 出願日 平成17年8月11日 (2005.8.11)  
 (65) 公開番号 特開2006-54895 (P2006-54895A)  
 (43) 公開日 平成18年2月23日 (2006.2.23)  
 審査請求日 平成20年7月14日 (2008.7.14)  
 (31) 優先権主張番号 04300532.1  
 (32) 優先日 平成16年8月11日 (2004.8.11)  
 (33) 優先権主張国 欧州特許庁 (EP)

(73) 特許権者 501263810  
 トムソン ライセンシング  
 Thomson Licensing  
 フランス国, 92130 イッシー レ  
 ムーリノー, ル ジヤンヌ ダルク,  
 1-5  
 1-5, rue Jeanne d' A  
 r c, 92130 ISSY LES  
 MOULINEAUX, France  
 (74) 代理人 100070150  
 弁理士 伊東 忠彦  
 (74) 代理人 100091214  
 弁理士 大貫 進介  
 (74) 代理人 100107766  
 弁理士 伊東 忠重

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】デバイスペアリング

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

第2のデバイスとペアにされる第1のデバイスにおいて使用するセキュリティモジュールであって、前記セキュリティモジュールはプロセッサとメモリとを有し、前記メモリは前記第1のデバイスがマスターデバイスであるかスレーブデバイスであるかを示す可変のデバイス状態を記憶し、

前記セキュリティモジュールは、

専用の個別情報を受信し処理する手段と、

前記セキュリティモジュールが前記第1のデバイスと接続されているとき、前記専用の個別情報に含まれる指示に応じて、前記メモリに記憶した前記デバイス状態を変更する手段と

を有することを特徴とするセキュリティモジュール。

## 【請求項 2】

第2のデバイスとペアにされる第1のデバイスにおいて使用するセキュリティモジュールであって、前記セキュリティモジュールはプロセッサとメモリとを有し、前記メモリは前記第1のデバイスがマスターデバイスであるかスレーブデバイスであるかを示す可変のデバイス状態を記憶し、

前記セキュリティモジュールは、

専用の個別情報を受信し処理する手段と、

前記セキュリティモジュールが前記第1のデバイスと接続されているとき、所定の使用

時間経過後、それまでに前記専用の個別情報を受信しなければ、前記メモリに記憶した前記デバイス状態を変更する手段と  
を有することを特徴とするセキュリティモジュール。

**【発明の詳細な説明】**

**【技術分野】**

**【0001】**

本発明はデバイスのペアリングに関し、特に端末にコンテンツへの限定的アクセスをさせるシステムにおけるデバイスのペアリングに関する。また、本発明はペイテレビシステムにおけるデコーダのペアリングに有利に適用することができる。

10

**【背景技術】**

**【0002】**

ここで、「デコーダ」という用語は、端末の実施例として使用するが、レシーバから物理的に分離したデコーダでもよいし、セットトップボックス（デコーダ）のようにレシーバとデコーダが一体になったものでもよいし、レコーディングデバイス・ディスプレイ・ウェブブラウザのように付加的機能を有するものでもよい。限定受信方式の概念は一般に周知であり、ここで詳しく説明しなくとも、本発明の理解には差し支えない。

**【0003】**

限定受信方式は、例えば本明細書を通して使用するペイテレビ等であり、多数の国で広く受け入れられている。多数の家庭がデコーダを有しており、家庭の大半はテレビを1台以上持っている。現在、加入者は1台のデコーダを用いて1台のテレビセットだけでペイテレビの番組にアクセスできるという場合が多い。この問題を解決するために大きく分けて2つの解決策が提案されている。

20

**【0004】**

第1の解決策は、受信したコンテンツを家庭内で配信するという方法である。現在の技術水準ではワイヤレスのアナログ再送信を用いる。残念ながら、ビデオ品質はよくなく、接続されたテレビセットすべてで1つの同一の番組を見ることができるだけである。

**【0005】**

第2の解決策は、家庭により多くのデコーダを備えることである。多数の放送事業者は、既加入の家庭に第2の加入権（subscription）をより安い価格で提供している。しかし、放送事業者は、加入者が隣近所や親類と共に2つの加入権を「共有」して、平均で安い価格で加入してしまうことをおそれて、2つのデコーダをペアとすることを要求する。図1は、従来からの基本的なコンセプトを示す図である。2つのデコーダ11、12は双方向のデジタル接続13を介してリンクされている。一方のデコーダ11はマスターとして動作し、他方のデコーダ12はスレーブとして動作する。マスター11は加入権により認められた放送に常にアクセスすることができるが、スレーブ12はマスター11に接続されているときのみ加入権により認められた放送にアクセスすることができる。

30

**【0006】**

2つのデコーダがいっしょに使用されていることを検証する方法には、いくつかの方法がある。

40

**【0007】**

1つの方法として限定受信方式のプロバイダーにより提案されているものは、専用の個別情報（Entitlement Management Message, EMM）を使用する方法である。マスター・デコーダ11は、それ自身宛のEMMとは別に、スレーブ・デコーダ12宛のEMMも受信し、デジタル接続13を介してスレーブ12に後者のEMMを送る。より複雑な別の方法もあるが、当然のことながら、この比較的簡単な方法でも限定受信方式を大きく変更しなければならず、放送事業者のバックオフィスとの強いリンクが必要となる。それゆえ、この方法は、使用不可能ではなくても、水平的市場においては現実的ではない。

**【0008】**

ネットワークで接続されたデバイス間のペアリングを保証する方法が提案されている（

50

例えば特許文献 1 参照）。デバイスが完全な動作をするためには、初期化フェーズで組み込まれたセキュリティデバイスがあることが必要である。この方法でデコーダをペアとすることはできるが、マスター・デコーダとスレーブ・デコーダとを区別する必要があり、製造者、小売業者、アフターサービススタッフにとって問題となる。

#### 【0009】

ネットワークで接続されたデバイス間のペアリングを保証する他の方法が提案されている（例えば特許文献 2 参照）。第 2 のデバイス（すなわちスレーブ・デバイス）は、それが最初にペアとされた所定の第 1 の端末（すなわちマスター）とペアとなっていて、通信可能なときにのみ、コンテンツにアクセスすることができる。この方法も、フレキシビリティを一部欠く状況に限定される。というのは、スレーブ・デコーダはマスターとペアとなつていなければ動作することができないからである。すでに述べたように、製造者、小売業者、アフターサービススタッフにとって問題となる。

【特許文献 1】PCT国際出願第W02004/019296号「Secure Electric Anti-Theft Device, Anti-Theft System Comprising One Such Device and Method of Matching Electric Devices」

【特許文献 2】PCT国際出願第W003/105437号「Method, System and Terminal for Receiving Content with Authorized Access」

#### 【発明の開示】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0010】

以上から明らかなように、制御され信頼性の高いやり方でデコーダをマスター・デコーダまたはスレーブ・デコーダにすることができるフレキシブルなソリューションが必要とされている。その変換は加入者の家（または同等な場所）で行われることが好ましい。さらに、そのソリューションは、マスター・デコーダとスレーブ・デコーダ間のペアリングができるものでなければならない。本発明は、このようなソリューションを提供することを課題とする。

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0011】

第 1 の態様において、本発明は他のデバイスとペアにされるデバイスで使用するセキュリティモジュールに関する。該セキュリティモジュールは、プロセッサとメモリとを有し、前記メモリは前記第 1 のデコーダがマスターであるかスレーブであるかを示すデバイス状態を記憶する。

#### 【0012】

該セキュリティモジュールはこのようにデバイス状態を提供することができ、そのデバイス状態は可変なので、より柔軟に使用することができる。

#### 【0013】

好ましい一実施形態において、前記デバイス状態は可変であり、専用の個別情報（EMM）を受信し処理した時に変化させられる。

#### 【0014】

デバイス状態は放送ネットワークを通して可変であり、これはデバイス状態が遠隔操作で変更できることを意味する。

#### 【0015】

別の好ましい一実施形態において、新しいセキュリティモジュールのデバイス状態は可変であり、前記セキュリティモジュールが専用の個別情報（EMM）を受信しなければ、所定時間使用された後に変化する。

#### 【0016】

このように、放送ネットワークを通して変更することはできなくても、デバイス状態は自動的に変更できる。これは、デバイス状態を自動的に、または遠隔操作で変更することができるることを意味する。

#### 【0017】

10

20

30

40

50

第2の態様において、本発明は、限定受信システムにおいてデバイスにデバイス状態を提供する方法であって、前記デバイス状態はセキュリティモジュールに記憶され、前記デバイスにマスター・デバイスとスレーブ・デバイスのいずれとして動作すべきかを知らせる方法に関する。前記セキュリティモジュールが前記デバイスと接続されていることが検出され、前記セキュリティモジュールから前記デバイスに前記デバイス情報が転送される。

【0018】

該方法は、デバイスにデバイス状態を備える簡単な方法を提供する。

【0019】

好ましい一実施形態において、デバイス状態を転送するために、前記デバイスが識別データと乱数を前記セキュリティモジュールに送る。前記セキュリティモジュールが、前記識別データと記憶されたマスター鍵を用いて生成鍵を計算し、前記生成鍵と、前記乱数と、前記デバイス状態とからハッシュを計算し、前記セキュリティモジュールから前記デバイスへ前記デバイス状態と前記ハッシュとを送る。前記デバイスは、前記ハッシュ、前記生成鍵、および前記乱数を用いて前記デバイス状態を検証する。

10

【0020】

デバイス状態はこのようにセキュリティモジュールからデバイスに安全に転送される。

【0021】

好ましい一実施形態において、デバイスもデバイス状態を記憶する。

【0022】

第3の態様において、本発明はスレーブ・デバイスをマスター・デバイスとペアリングする方法に関する。スレーブ・デバイスが前記マスター・デバイスに自分の識別情報を返すように要求するコマンドを送り、マスター・デバイスが自分を識別するメッセージを前記スレーブ・デバイスに送る。前記スレーブ・デバイスがマスター・デバイスとまだペアになっていないとき、前記スレーブ・デバイスが前記受信したメッセージを用いて前記マスター・デバイスのアイデンティティをチェックする。アイデンティティが検証されたとき、前記スレーブ・デバイスは前記マスター・デバイスとペアとなる。

20

【0023】

該方法の実行が成功すると、スレーブ・デバイスはマスター・デバイスとペアになる。

【0024】

他の好ましい一実施形態において、前記スレーブ・デバイスがマスター・デバイスとペアになっているとき、前記マスター・デバイスのアイデンティティが前に記憶されたマスター・デバイスのアイデンティティと同じかどうかを確認し、前記確認が成功したとき、前記スレーブ・デバイスを前記マスター・デバイスとペアにする。

30

【0025】

さらに別の好ましい一実施形態において、少なくとも1回チャレンジ・レスポンスプロトコルを実行し、前記デバイスをペアリングする前にすべてのプロトコルが成功することを要求すれば、セキュリティをさらに強化することができる。

【0026】

第4の態様において、本発明は、第2のデバイスとペアリングする第1のデバイスに関する。前記第1のデバイスはスレーブ・デバイスとして動作し、前記第2のデバイスはマスター・デバイスとして動作する。前記第1のデバイスは、前記第2のデバイスに自分の識別情報を返すように要求するコマンドを送り、前記第2のデバイスを識別するメッセージを前記第2のデバイスから受け取るインターフェイスを有する。また、第1のデバイスは、第1のデバイスがマスター・デバイスとまだペアになっていないとき、第2のデバイスのアイデンティティをチェックし、そのアイデンティティが検証されたとき、第1のデバイスを第2のデバイスとペアリングさせるプロセッサも有する。

40

【0027】

本発明による方法を用いて、他のデバイスとペアになるデバイスが提供される。

【発明を実施するための最良の形態】

【0028】

50

図2は、本発明の好ましい実施形態によるデコーダ20のアーキテクチャを示す概略図である。デコーダ20は、中央演算装置(CPU)24、ビデオ部23、ISO-7816準拠のスマートカードインターフェイスであるセキュリティモジュールインターフェイス26、シリアルインターフェイス27、メモリ25を有する。メモリ25は、セキュアな不揮発メモリ25a、不揮発メモリ25b、ランダムアクセスメモリ(RAM)25cである。ビデオ部23は、着信接続21を介してビデオストリームを受信し、共通情報(Entitlement Control Message、ECM)と個別情報(EMM)とを抽出し、抽出したECM・EMMをCPU24に送る。ECM・EMMはセキュリティモジュールインターフェイス26を介してセキュリティモジュール(図示せず)に転送される。ビデオ部23は、セキュリティモジュールにより権限を与えられると、ビデオストリームをデスクランブルし、接続22に出力する。この接続22は、通常、ディスプレイ(図示せず)に接続されている。セキュリティモジュールインターフェイス26は、セキュリティモジュールとの物理的かつ電気的なインターフェイスを実現する。RS232シリアルインターフェイス27は、図1を参照して上で説明したように、特に、デジタル接続13を介して他のデコーダとの接続を可能とする。そのデジタル接続は、例えば有線接続でもブルートゥース(登録商標)による接続でもよい。

#### 【0029】

図3は、本発明によるセキュリティモジュール30を示す概略図である。このセキュリティモジュール30は、以下で説明する図4のセキュリティモジュール43、44等になる。セキュリティモジュール30は、中央演算装置(CPU)31、メモリ32、通信部33を有する。通信部33はISO-7816に準拠し、ホストデコーダ(図2の参照数字20)のセキュリティモジュールインターフェイス(図2の参照数字26)と通信する。メモリ32とCPU31のRAM(図示せず)はセキュアであると仮定する。すなわち、攻撃者によるアクセスは困難であり、不可能な場合もあるものと仮定する。セキュリティモジュール30は、例えば、本発明の技術分野で周知であるスマートカードやPCカードであってもよい。

#### 【0030】

以下に説明する本発明によるペアリング方法を実行するために、好ましい実施形態において、セキュリティモジュールとデコーダはデータを格納し、一定の機能を実行できる。

#### 【0031】

セキュリティモジュール30のメモリ32は、同時に次の情報を格納していることが好ましい：

- ・マスター対称鍵MK、
- ・「マスター」または「スレーブ」の2つの論理値を取る状態CAM\_STATE34、および
- ・計算と検証用の一時変数。

#### 【0032】

セキュリティモジュール30のCPU31は、以下を実行するように構成されている：

・鍵生成アルゴリズムKeyDevAlgo。これは、例えばアドバンストエンクリプションスタンダード(AES)アルゴリズムであり、例えばマスター鍵MKと識別値とから鍵を生成する(FIPSパブリケーション197:「アドバンストエンクリプションスタンダード」、米商務省標準技術局、2001年参照)。

・メッセージ確認コード(MAC)生成アルゴリズムMACGenerate。これは例えばハッシュ値を計算するHMAC-SHA1である(FIPSパブリケーション198:「鍵ハッシュメッセージ確認コード(HMAC)」、米国商務省標準技術局、2001年参照)。

#### 【0033】

デコーダ20は、好ましくは括弧内の参照数字(セキュア不揮発メモリ25a、不揮発メモリ25b、RAM25c)により示されたメモリに、必ずしも同時にではなく、次のものを格納する：

- ・識別データID(25b)、
- ・等式DK=KeyDevAlgo{MK}(ID)を満たす生成対称鍵(DK)(25c)、
- ・2つの論理値「マスター」または「スレーブ」を取ることができる状態decoder\_STATE

10

20

40

50

( 2 5 a ) 、

- ・各デコーダでユニークな非常に大きな数S ( 2 5 a ) 、
- ・モデル、生産者、システムの各デコーダで等しい公開数n。nは秘密の2つの非常に大きな素数の積である ( 2 5 b ) 、
- ・

【 0 0 3 4 】

【数1】

$$S = \sqrt{V} \bmod n$$

10

を満たす数V ( 2 5 b ) 、

- ・放送事業者によりサインされたVのシグネチャSigV ( 2 5 b ) 、
- ・シグネチャのチェックに使用する放送事業者の公開鍵K<sub>pub\_sig</sub> ( 2 5 a ) 、
- ・3つの論理値「バージン」、「ペア」、「ブロック」を取ることができる状態PAIRING\_STATE 2 8 ( 2 5 a ) 、
- ・乱数R ( 2 5 c ) 、
- ・計算と検証に用いる一時変数 ( 2 5 c ) 、および
- ・数V' ( 2 5 c ) 。これについては以下で説明する。

【 0 0 3 5 】

デコーダ20のCPU24は次を実行することができる :

20

- ・メッセージ認証コード(MAC)検証アルゴリズムMACVerify、および
- ・乱数の生成。この乱数は実際には疑似乱数(PRNG)である。

【 0 0 3 6 】

図4は、本発明の好ましい一実施形態によるペアになったデコーダを示す図である。限定受信システム40において、デコーダ41、42にはリムーバブルのセキュリティモジュール43、44(CAモジュールとも呼ぶ)が備えられている。これらはスマートカードやPCMCIA(Personal Computer Memory Card International Association)フォームファクターのモジュール(PCカードとも呼ぶ)のいずれかである。セキュリティモジュール43、44は個別情報(EMM)と共通情報(ECM)とを処理し、その中の情報を用いてデコーダがスクランブルされた送信データを復号する。

30

【 0 0 3 7 】

本発明によると、新しく生産された同一モデルのデコーダは多くの面で同一であり、特にマスターでもスレーブでもないが、マスターかスレーブのいずれか(以下に説明するように、少なくとも单一のデコーダペアの中ではなく、同時にではないが、マスターとスレーブの両方になることもある)になることができるという点で同一である。

【 0 0 3 8 】

デコーダ41、42が最初にインストールされたとき、デコーダはマスターとして動作するかスレーブとして動作するかをセキュリティモジュール43、44に問い合わせ、セキュリティモジュール43、44は記憶しているCAM\_STATE 45、46を返す。セキュリティモジュール43、44がマスターと答えると、デコーダ41、42はマスターデコーダ41として動作する。逆に、セキュリティモジュール43、44がスレーブと答えると、デコーダ41、42はスレーブデコーダ42として動作する。マスターデコーダ41は、そのセキュリティモジュール43が適当なデスクランブル(復号)鍵を返すと、コンテンツをデスクランブル(解読ともいう)する。このデスクランブルは、エラーが無ければ、加入に対応するサービス(番組を含む)のためのものである。スレーブデコーダ42は、2つのデコーダ41、42がデジタル接続13を介して接続されていて、正しくペアになっているときにのみ、そのセキュリティモジュール44から提供されたデスクランブル鍵を用いてコンテンツをデスクランブルする。

40

【 0 0 3 9 】

デコーダは、動作についてそのセキュリティモジュールにインストール時に問い合わせ

50

るのに加えて、セキュリティモジュールが挿入（または接続）されたことを検出するたびに同じ問い合わせを行う。また、好ましくは図5に示した以下の方法を用いて、ランダムな時間または間隔をあけて同じ問い合わせを行ってもよい。しかし、注意すべきことは、セキュリティモジュールは動作情報を直接デコーダに送ることもできるということである。

#### 【0040】

本発明によると、デコーダがそのセキュリティモジュールに動作について問い合わせた時に、2つの方法を用いることができる。最も簡単な方法は、簡単なコマンドを使って要求することである。しかし、この方法には、例えばハッカーが応答を容易に再生できてしまうという欠点がある。好ましい、よりセキュアな方法は、デコーダとセキュリティモジュールの間にセッション鍵に基づきセキュアチャンネルを設けることである。セキュアチャンネルに必要な情報について、すべてのデコーダが同一のグローバルな秘密鍵を持っていてもよい。ただし、この場合、システムはリバースエンジニアリングされ易くなる。各デコーダが個別に秘密鍵を有することが好ましく、リバースエンジニアリングを困難にする。

#### 【0041】

ステップ51において、デコーダはPRNGを用いて乱数R（現実には疑似乱数）を決める。自分のIDとともにこの乱数Rをメッセージ52としてセキュアチャンネルを介してセキュリティモジュールに送る。セキュリティモジュールは、ステップ53においてKeyDevAIgoを用いて受信したIDとMKからDKを計算し、ステップ54においてMACGenerateを用いて状態CAM\_STATE、生成鍵DK、乱数RからハッシュHを計算する。そして、状態CAM\_STATEとハッシュHをメッセージ55としてデコーダに送る。最後に、ステップ56において、デコーダはMACVerifyを用いてデータH、R、DKを用いてCAM\_STATEを検証する。CAM\_STATEが検証されると、decoder\_STATEはCAM\_STATEの値をとり、さもなければdecoder\_STATEの値は変化しない。このようにデコーダはマスターになったり、スレーブになったりする。しかし、セキュリティモジュールから応答がない場合、またはセキュリティモジュールに接続されていないと検知した場合、マスターデコーダは自動的に「スレーブ」に変わることが好ましい。直ちに変わることが好ましいが、セキュリティモジュールへの接続を何度か試してみた後や、一定の時間が経過した後でもよい。

#### 【0042】

セキュリティモジュールは異なる方法で応答に関わる情報を受信したものであってよい。

#### 【0043】

1つのソリューションは、CAプロバイダーが、マスターカードとスレーブカードの2種類のセキュリティモジュールを配布することである。マスターカードは常に「マスター」と応答し、スレーブカードは常に「スレーブ」と応答する。

#### 【0044】

他の好ましいソリューションは、CAプロバイダーが、デフォルトで1種類の応答（すなわち「マスター」か「スレーブ」かいずれか）を返す1つのユニークなセキュリティモジュールを配布することである。そして、放送事業者は専用のEMMを送信することにより、この応答を変更することができる。より複雑な仕組みも可能である。例えば、セキュリティモジュールに最初は「マスター」と応答させ、所定の使用時間（例えば2週間）が経過した後、「マスター」にとどまることを指示するEMMを受信しない限り、応答を変更して「スレーブ」と応答してもよい。

#### 【0045】

図6は、スレーブデコーダがペアとなっているマスターデコーダがあるかを検証する方法を示すフローチャートである。この方法は、デコーダがスレーブデコーダになった時はいつも、および／またはランダムな時間に実行することができる。スレーブデコーダ42は、ステップ601において、他のデコーダに自分の識別情報を返すように要求するコマンドを、リンク13を通して送る。他のデコーダが存在し、そのdecoder\_STATEがマスタ

10

20

30

40

50

ーであるとき、そのデコーダはVとSigVを返す。さもなければ、何も返さない。ステップ602において、応答があったか否か検証する。何も応答が無いとき、スレーブデコーダのPAIRING\_STATEは「ブロック」に設定され、本方法は終了する。応答があったとき、スレーブのPAIRING\_STATEをチェックする。3つの可能性がある。

#### 【0046】

・スレーブデコーダのPAIRING\_STATEが「バージン」である（すなわち、まだペアになつたことがない）とき

スレーブデコーダのCPUは、公開鍵 $K_{pub\_sig}$ を用いて、シグネチャSigVを用いてVをチェックする。ステップ604でシグネチャを検証することができると、スレーブデコーダは、ステップ605においてマスターデコーダとL回連続してチャレンジ・レスポンスプロトコルを開始する。このプロトコルは、有利にも、本技術分野において周知のゼロ知識タイプのもの（例えば、Fiat-Shamir）である。実施例を図7に示す。ここで、Lの典型的な値は10と20の間（両端を含む）の範囲である。すべてのチャレンジ・レスポンスプロトコルが成功したとき、ステップ607において、CPUはVをV'として格納し、PAIRING\_STATEを「ペア」に変更する。デコーダはスレーブデコーダとして完全に動作できるようになる。ステップ613において、本方法は終了する。しかし、チャレンジ・レスポンスプロトコルが失敗するとすぐに、デコーダはそのPAIRING\_STATEを変更せず、コンテンツをデスクランブルできない状態にとどまる。その後すぐに、または所定時間経過後、またはランダム時間経過後に、デコーダは図6に示した方法を再スタートし、チャレンジ・レスポンスプロトコルのシーケンスを再スタートする。

10

20

#### 【0047】

・スレーブデコーダのPAIRING\_STATEが「ペア」（すなわち成功裏にペアとなっている）または「ブロック」（すなわちデコーダの機能の一部が抑制されている）のとき  
CPUはステップ608において、受信したVは記憶されたV' と等しいかどうか検証する。  
等しくない場合（例えば、ユーザがデコーダをそれがペアになっているデコーダ以外のデコーダにリンクさせようとした場合）、ステップ609においてPAIRING\_STATEは「ブロック」に設定され、デコーダはコンテンツをデスクランブルできなくなる（または、場合に応じて、デスクランブルできない状態に留まる）。しかし、VとV' が一致したとき、CPUはステップ610においてチャレンジ・レスポンスプロトコルのシーケンスをスタートし、すべてのプロトコルが成功したとき、スレーブデコーダのPAIRING\_STATEは「ペア」となる。スレーブデコーダはステップ612でスレーブデコーダとして完全に動作可能となり、本方法はステップ613で終了する。一方、プロトコルが失敗すると、スレーブデコーダのPAIRING\_STATEは「ブロック」となり（または、「ブロック」に留まり）、デコーダはステップ609においてコンテンツをデスクランブルできなくなる（または、できない状態に留まる）。その後、本方法はステップ613において終了する。

30

#### 【0048】

マスターデコーダは常にコンテンツをデスクランブルできるが、スレーブデコーダは正式にペアとなっているときだけ、コンテンツをデスクランブルできる。マスターデコーダに接続されていない場合、デスクランブルすることはできない。また、注意すべきことは、デコーダはそのdecoder\_STATEが「マスター」のときにのみ、スレーブデコーダから送られたチャレンジ、その他のメッセージ、要求に応答するということである。スレーブデコーダは応答しない。

40

#### 【0049】

図7は、先行技術による2つのデコーダ（図4の41と42）間のチャレンジ・レスポンスプロトコルを示す図である。以下の説明では、マスターデコーダおよびスレーブデコーダという用語を例として使用するが、これが通常の状況だからである。スレーブデコーダはステップ71においてプロトコルを開始し、接続13を通してマスターデコーダにコミットメントを要求するメッセージ72を送る。ステップ73において、マスターデコーダは一時的な値rを選択し、コミットメントG=r<sup>2</sup>を計算し、メッセージ74でスレーブに送る。スレーブデコーダはステップ75においてPNRGを用いてランダムチャレンジbを選

50

択し、それをメッセージ76でマスターに送る。マスターはステップ77においてレスポンス $A=rS^b$ を計算し、メッセージ78としてスレーブに返す。ステップ79において、スレーブは $A^2$ が本当に $GV^b$ と等しいことをチェックすることにより、レスポンスを検証する。検証が成功すると、チャレンジ-レスポンスプロトコルは成功である。さもなければ、失敗である。

#### 【0050】

以上の説明から明らかなように、本発明はここで説明したように2つのデコーダを強制的にペアリングする方法を提供するものであり、以下の長所を有する。

- ・製造の段階ではデコーダ間に違いはない。デコーダはマスター・デコーダまたはスレーブ・デコーダのいずれかになり、違いはデコーダをインストールした後に生じるだけである。
- ・本発明を実施するために必要な限定受信システムの変更は少しである。CAプロバイダーがカードを個人化の際に異ならせれば、既存のメッセージで本方法を実行することができる。
- ・デコーダの状態は専用個別情報EMMの送信により無線で交信することができる。
- ・バックオフィスはエンタイトルメントとデコーダの組み合わせをトレースし、リスト化する必要が無く、販売後のメンテナンスが簡単になる。

#### 【0051】

当然のことながら、本発明を純粋に実施例により説明し、本発明の範囲を逸脱することなく細部を変更することができる。特に、本発明は携帯電話その他のデバイスや、端末が限定的に接続される他のタイプのシステム（音楽やコンピュータファイルにアクセスするシステム等）のペアリングに適用することができる。

#### 【0052】

明細書、特許請求の範囲（適当な場合）、図面に開示した各特徴は、個別に提供してもよいし、適当に組み合わせて提供してもよい。ハードウェアで実施すると説明した特徴をソフトウェアで実施してもよいし、その逆でもよい。

#### 【0053】

言うまでもなく、「マスター・デコーダ」という用語は少なくとも一時的にマスター・デコーダとして動作するデコーダとして解釈すべきであり、反対に、「スレーブ・デコーダ」という用語は少なくとも一時的にスレーブ・デコーダとして動作するデコーダとして解釈しなければならない。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0054】

【図1】従来技術によるデコーダのペアリングの基本的コンセプトを示す概略図である。

【図2】本発明によるデコーダのアーキテクチャを示す図である。

【図3】セキュリティモジュールを示すブロック図である。

【図4】本発明によるペア状態のデコーダを示すブロック図である。

【図5】本発明による、デコーダと関連セキュリティモジュールによる状態検証の方法を示す図である。

【図6】本発明による2つのデコーダ間のペアリング方法を示すフローチャートである。

【図7】従来技術によるチャレンジ-レスポンスプロトコルを示す図である。

#### 【符号の説明】

#### 【0055】

1 1 マスター・デコーダ

1 2 スレーブ・デコーダ

2 3 ビデオユニット

2 6 セキュリティモジュールインターフェイス

2 5 a セキュリティメモリ

2 5 b 不揮発メモリ

2 7 シリアルインターフェイス

3 3 通信ユニット

10

20

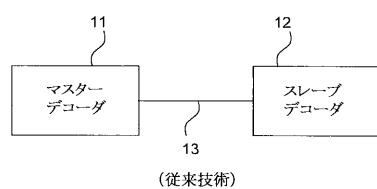
30

40

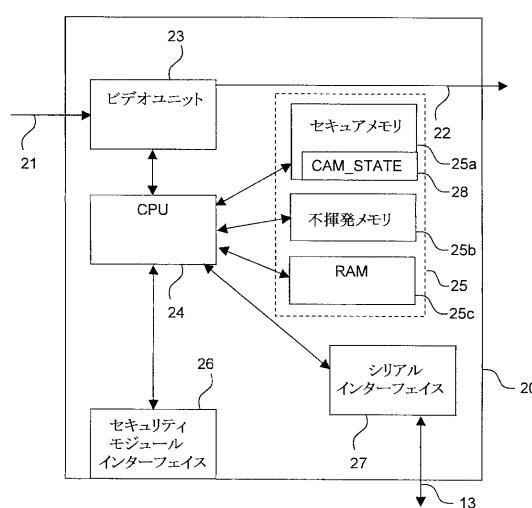
50

- 3 2 セキュリティメモリ  
 4 1 マスターデコーダ  
 4 2 スレーブデコーダ  
 4 3 セキュリティモジュール  
 4 4 セキュリティモジュール

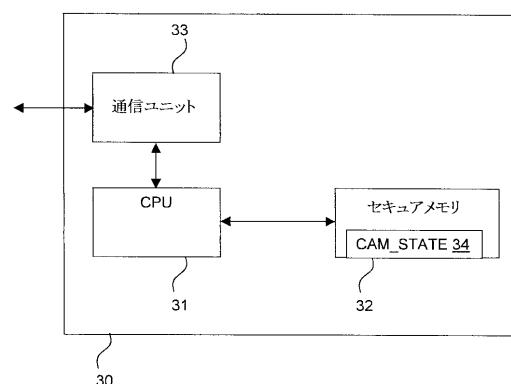
【図1】



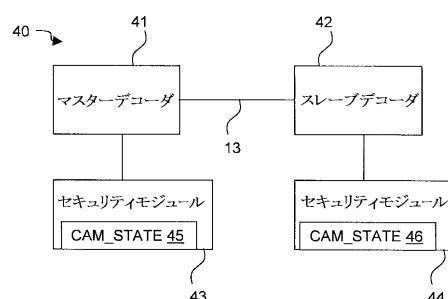
【図2】



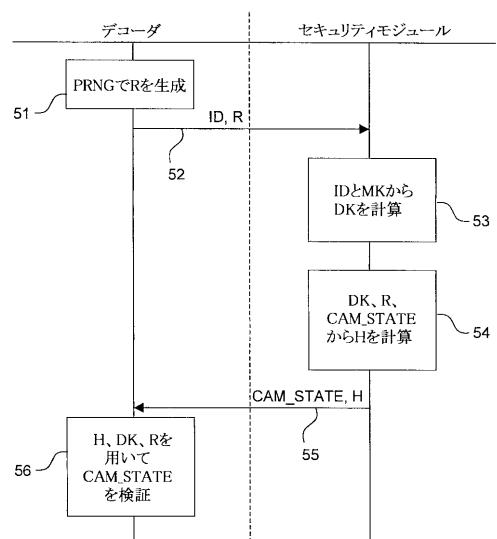
【図3】



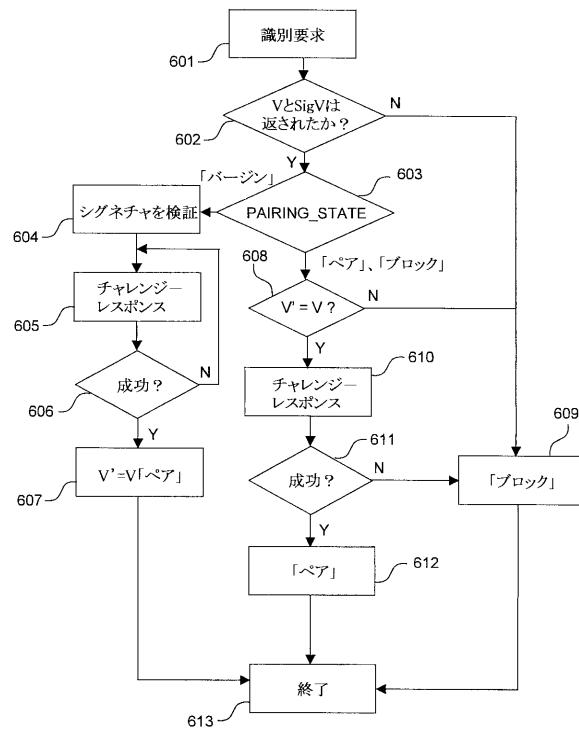
【図4】



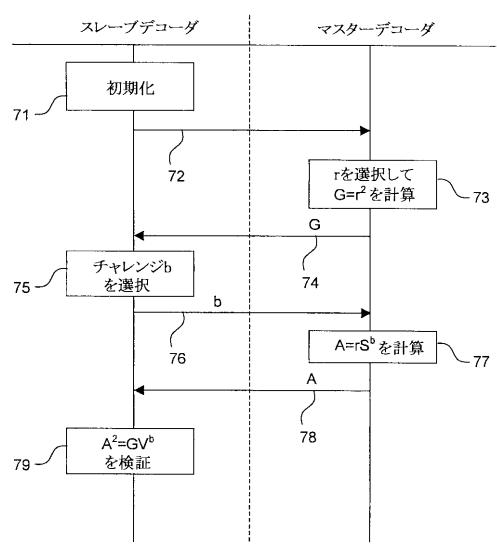
【図5】



【図6】



【図7】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100135079

弁理士 宮崎 修

(72)発明者 エリク ディエル

フランス国, 35340 リフレ, ラ・ビュザルディエール(番地なし)

(72)発明者 ジャン - ピエール アンドロー

オランダ国, 1012 エスペー アムステルダム, スパイストラート 3エフ2

(72)発明者 ルイ - グザヴィエ カルボネル

フランス国, 35740 パセ, リュ・デ・ブルー 25

(72)発明者 アラン デュラン

フランス国, 35000 レンヌ, リュ・ド・ディナン 79

審査官 矢野 光治

(56)参考文献 特開2000-341227(JP, A)

特開2001-298722(JP, A)

特開2000-059408(JP, A)

特開2000-004431(JP, A)

特開2004-147344(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04N 7/16 - 7/173